

V ホットな消費者ニュース(令和6年度)

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、注意が必要な事例について紹介しています。

2024年 4月号	●ファン心理につけこむ、SNSを悪用したチケット取引に注意！ ●クレジットカード利用明細の身に覚えのない請求はサブスク契約？	P42
2024年 5月号	●通信販売は「クーリング・オフ」できません！ 商品注文前に返品可否や条件を確認しましょう ●「簡単に稼げる」と謳った副業サイトにご注意！	P43
2024年 6月号	●還付金詐欺が増えています！～ネットバンキングを使う手口にも注意～ ●自動音声の電話で未納料金を請求？	P44
2024年 7月号	●エステなどの長期にわたる契約は、リスクを踏まえて慎重に！ ●中古自動車の購入トラブルにご注意ください！	P45
2024年 8月号	●インターネット検索で上位に出てくる格安価格広告を簡単に信じないように！ ●大切な貴金属が狙われているかも！突然の訪問買い取りにご注意！	P46
臨時 増刊号	●給湯器の点検にご注意ください！！	P47
臨時 増刊号	●自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください！！	P48
2024年 9月号	●SNS広告による定期購入トラブルに要注意！ ●「〇〇ペイで返金します」にご注意ください！	P49
2024年 10月号	●海産物の電話勧誘トラブル ～年末にかけて注意してください！～ ●旅行シーズンになりました。オンライン予約サイトの申し込みは慎重に ～契約条件をしっかりと確認しましょう～	P50
2024年 11月号	●SNSで身分証明書を送るのは“超”危険？！ ●光回線サービスの乗り換えトラブルにご注意ください	P51
2024年 12月号	●鍵のトラブルにご注意！ ●ストーブやファンヒーターの安全な使い方を確認しましょう！	P52
臨時 増刊号	●「2時間後に電話が使えなくなる」という自動音声の電話は無視してください！！	P53
2025年 1月号	●SNSを利用した投資詐欺にご注意！ ●「分電盤を点検します」点検後の工事の契約は本当に必要ですか？	P54
2025年 2月号	●ウォーターサーバーの勧誘トラブルにご注意！ ●簡単に稼げる副業はありません！！	P55
2025年 3月号	●検針票の情報が狙われています！！ ●ネット広告から申し込んだ不用品回収。作業後に思わぬ高額請求が！	P56



ファン心理につけこむ、SNSを悪用したチケット取引に注意！

相談事例

コンサートのチケットを譲ってほしいとSNSで呼びかけたところ、定価で譲るとDMが届いた。あらかじめ相手の個人情報の画像を送ってもらい確認したうえで、コード決済サービスを利用してチケット代を送金した。しかし、送金直後からSNSのアカウントがブロックされ、電話番号も使われておらず、連絡が取れなくなった。

アドバイス

- ◆コード決済サービスやプリペイドカードで代金を支払った直後に相手と連絡が取れなくなったとの相談が増加しています。匿名性の高いSNSで個人間取引を行うにはリスクが伴います。少しでも不審に感じた場合は取引を控えましょう。
- ◆不正に入手した個人情報や盗用したチケットの画像を送信して、購入者を信頼させる悪質な手口が報告されています。
- ◆先払いで支払方法を限定される、直接取引に応じてくれない、入金を急かされる場合は、特に注意が必要です。
- ◆チケットを売買するときは、許可を得た正規(公式)のリセールサイトを利用しましょう。また、チケットの中には、券面に記載された氏名以外の人が入場できないものもあります。チケットの転売が禁止されてないかを事前に確認しましょう。
- ◆お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、取引画面のスクリーンショットや送金の控えなどの証拠を残し、すぐに警察に相談しましょう。

クレジットカード利用明細の身に覚えのない請求はサブスク契約？

相談事例1

数か月前、家電製品の不具合をネットで調べ、メーカーのカスタマーサポートに問い合わせた際、500円をクレジットカード決済した。その後、毎月4,500円がクレジットカードから引き落とされていることに気づいた。返金して欲しい。

相談事例2

お試しで登録した動画配信サービスを、有料サービスに移行する前に解約したいが、解約方法がわかりにくくて、解約できない。

アドバイス

- ◆サブスクリプション(サブスク)契約は、定額を定期的に支払うことで、サービスを利用できます。
- ◆事例1のケースは、質問回答サイトのサブスクの申込みになっていました。事業者ホームページに、「初回トライアル500円。トライアル期間終了後は自動継続となり、解約するまで月額4,500円」と記載されており、解約手続きを行わないと、サービスを利用しなくても料金が発生します。定額の支払日から一定期間内であれば、返金保障の特約のあるサイトもあるので、規約を確認してください。
- ◆必要のないサブスクを解約するには、事業者の定める方法で解約手続きをする必要があります。解約手続きが正しくできていないと、定期的に定額の利用料金が発生するので注意しましょう。
- ◆利用していないサブスクの請求にすぐ気づけるように、クレジットカード等の明細を毎月確認しましょう。
- ◆不安に思ったり、困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

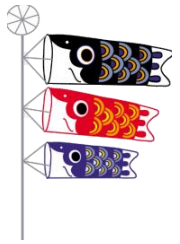
● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999(土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999(土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 飯塚市消費生活センター、福岡県消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



通信販売は「クーリング・オフ」できません！ 商品注文前に返品可否や条件を確認しましょう

相談事例

インターネットで検索中、広告に「お試し550円」の商品があったので初回のみ購入と思い、注文した。後日商品が届き、料金を支払ったが、再度商品が届き、12,549円と高額な請求が届いた。クーリング・オフできると思い、期限があるため急いで商品を送り返した。その後、業者にメールを送ったが返信がなく、電話をかけた。すると「クーリング・オフはできない。商品は再送するので、送料・手数料などの合計金額を支払うように」と言われた。

アドバイス

- ◆インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約があれば、それに従うことになります。
- ◆特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担して返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられている場合があります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認することが大切です。
- ◆少しでも不安を感じたら、消費生活センターに相談しましょう。

「簡単に稼げる」と謳った副業サイトにご注意！

相談事例

ネットで知り合った人に「誰でも簡単に稼げる方法がある」といわれ、メッセージアプリでやりとりをしていたところ、お金を簡単に稼ぐプロという人を紹介された。その人に指示されるまま、30万円のセミナーを消費者金融で借金をして申込んでしまった。今考えると、うまく誘導されたように思うが、騙されているのではないか。（50代男性）

アドバイス

- ◆SNSがきっかけの副業トラブルが増えています。「簡単に稼げる」「借金してもすぐに返せる」といった話をうのみにしないようにしましょう。
- ◆どのような作業を行うのか、利益が出る仕組みとはどのようなものかなどを自分で調べて、よくわからなければ契約しないようにしましょう。
- ◆借金してまで契約するべきか慎重に検討してください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 北九州市立消費生活センター、宗像市消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



還付金詐欺が増えています！ ～ネットバンキングを使う手口にも注意～

相談事例

自宅の固定電話に市役所職員を名乗る人から「介護保険料の返金がある。葉書を送ったが返信がないので電話をしている。手続き期限が本日までなので、銀行のATMかネットバンキングで手続きをしてほしい」と電話がかかってきた。調べてから折り返し連絡するために電話番号を聞いたが、不審な番号だった。還付金詐欺だったのか。

アドバイス

事例のように、役所等をかたって自宅の固定電話等に電話をしてきて、税金や保険料等が還付されるなどと説明し、そのための手続きとして銀行のATMやネットバンキングへ誘導し、お金を返すふりをして送金させる手口で逆にお金をだましとられる、還付金詐欺の相談が多く寄せられています。役所等から「お金が返ってくる」という電話がかかってきたら、還付金詐欺の可能性あります。安易に話し込まず、怪しいと思ったらすぐに電話を切りましょう。

- ◆還付金に心当たりがある場合は、ご自身で役所等の担当部署を調べたうえで連絡し、確認するようにしましょう。
- ◆「お金を返金するために必要」などと言われ、名前や住所、銀行名、口座番号等の個人情報を聞かれても絶対に答えてはいけません。
- ◆不審な電話の対策として、防犯機能付き電話機の導入や、電話機の留守番電話機能、ナンバーディスプレイ機能などを活用しましょう。
- ◆お困りの際にはお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

自動音声の電話で未納料金を請求？

相談事例

大手通信関連会社を名乗る自動音声の電話がかかってきて、音声ガイダンスに従って番号を選択すると担当者につながり、身に覚えのない未納料金を請求された。法的措置へ移行すると言われたが大丈夫だろうか。不安だ。

アドバイス

- ◆大手通信関連会社から未納料金に関して自動音声ガイダンスを使って連絡することはありません。
- ◆知らない電話番号からの電話には出ない、かけ直さないことがトラブル防止につながります。
- ◆身に覚えのない未納料金を請求されても相手にせず、無視しましょう。
- ◆氏名や生年月日等の個人情報を聞かれても、絶対に答えないようにしましょう。
- ◆不明な点がある場合は、事業者への連絡先をご自身で調べて問い合わせましょう。
- ◆コンビニでプリペイド型電子マネーを購入して未納料金を支払うよう指示される手口は、全て詐欺です。
- ◆不安な場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

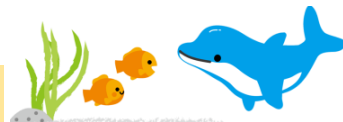
● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999(土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999(土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 福岡市消費生活センター、大牟田市消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



エステなどの長期にわたる契約は、 リスクを踏まえて慎重に！

相談事例

通っていたエステ店が倒産した。契約期間内であり未施術の回数が残っている。
代金はローンを組んでいるが、今後の返済を止めることはできるか。

アドバイス

- ◆エステの契約代金は、最初にローン会社が消費者に代わって一括で支払っているのが一般的です。消費者は、エステ店ではなくローン会社に対してローンの返済をしています。エステ店が倒産してもローン会社に対する返済の義務はなくなりません。
- ◆契約期間内であって、未施術の回数が残っている場合は、未施術分の返済を免除してもらえることがあります。
契約書や施術を受けた回数を証明する書類等を準備して、ローン会社に相談してください。
- ◆未施術の回数が残っていたとしても、既に契約期間が過ぎている場合は、支払いを免除してもらうのは困難になります。
- ◆エステ店に限らず、事業者の倒産を事前に予測するのは難しいものです。長期間にわたってサービスを受ける契約を結ぶ際は、あらかじめ、事業者の情報を集めて他の事業者と比較するほか、将来に自分の生活が変わる可能性や、事業者が倒産するリスクがあることを念頭におき、事業者から勧誘された「その日に契約しない」など、慎重に検討することが重要です。

中古自動車の購入トラブルにご注意ください！

相談事例

中古車販売店で自動車を店舗購入したが、1週間後、自動車の屋根（ルーフパネル）に凹みがあることに気がついた。他店で点検してもらったところ、屋根（ルーフパネル）を交換する必要があるが、交換すると「修復歴車」になると言われた。しかし、中古車販売店は修理（デントリペア）で大丈夫だと言っている。「修復歴車」は査定額が下がるので自動車の購入をキャンセルしたい。

アドバイス

- ◆自動車の購入は、販売購入形態に関わらずクーリング・オフの対象外です。
- ◆車体の骨格に当たる部位を交換すると「修復歴車」になります。
- ◆中古自動車を購入する際、コンディション・ノートや自動車検査票を確認するだけでなく、自分の目でしっかりと自動車をチェックしましょう。
- ◆困ったときは、消費生活センターや以下の相談窓口にご相談しましょう。
一般社団法人 自動車公正取引協議会 電話番号 03-5511-2115
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 電話番号 03-5333-5881

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999(土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999(土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 久留米市消費生活センター、行橋市広域消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



インターネット検索で上位に出てくる 格安価格広告を簡単に信じないように！

相談事例

庭木の伐採をする業者をネットで検索すると、トップに「庭木の伐採、980円～」の格安価格を提示する広告を見つけた。サイトのフォームに必要事項を記入して申し込んだ。サイトからの連絡後、見積もりに来た業者に、「30万円」と言われた。予想よりかなり高かったが「そういうものか」と思い、契約書面にサインし、1週間後に伐採してもらった。後日、隣人から「高い」と言われた。

アドバイス

- ◆極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意をしましょう。
- ◆インターネットの格安価格だけにとらわれず、同様のサービスを提供する複数の会社から見積もりを取りましょう。
- ◆インターネットなどで業者の評判を調べましょう。
- ◆不安をおおったり、契約を急かす業者とは契約しないようにしましょう。
- ◆表示とかけ離れた価格を請求されたときは、クーリング・オフによる解約ができる場合があります。

大切な貴金属が狙われているかも！ 突然の訪問買い取りにご注意！

相談事例

2週間前、「不要な家具を引き取る」と業者が突然訪問してきた。処分したいタンスがあったので見てもらい、6,000円で買い取ってもらうことになった。世間話をしていると、「貴金属はないか」と聞かれ、金の指輪とダイヤの指輪を見せた。売るつもりはなかったのに、業者は、金の指輪を35,000円で買い取った。買い取りから8日目に、クーリング・オフ希望と業者へ伝えたが、できないと言われた。指輪を返して欲しい。

アドバイス

- ◆突然訪問してきた業者には「帰ってください！」ときっぱり断りましょう。
事前の約束がない訪問買い取りの勧誘は禁止されています。
- ◆売るつもりのない貴金属の買い取りを迫られても、安易に業者に貴金属を見せず、触らせず、きっぱり断りましょう。
- ◆訪問購入で契約した場合、法に定める書面を受け取った時から8日以内は、クーリング・オフ（無条件での契約解除）ができます。クーリング・オフ期間内は、品物の引き渡しを拒むことができます。契約後、8日間は品物を手元に置いておくことはトラブル防止のひとつの方法です。
- ◆不安に思ったり、困ったときは、ご家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。
また、業者が勝手に家の中に入ったり、身の危険を感じたら、すぐに110番通報しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999(土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999(土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

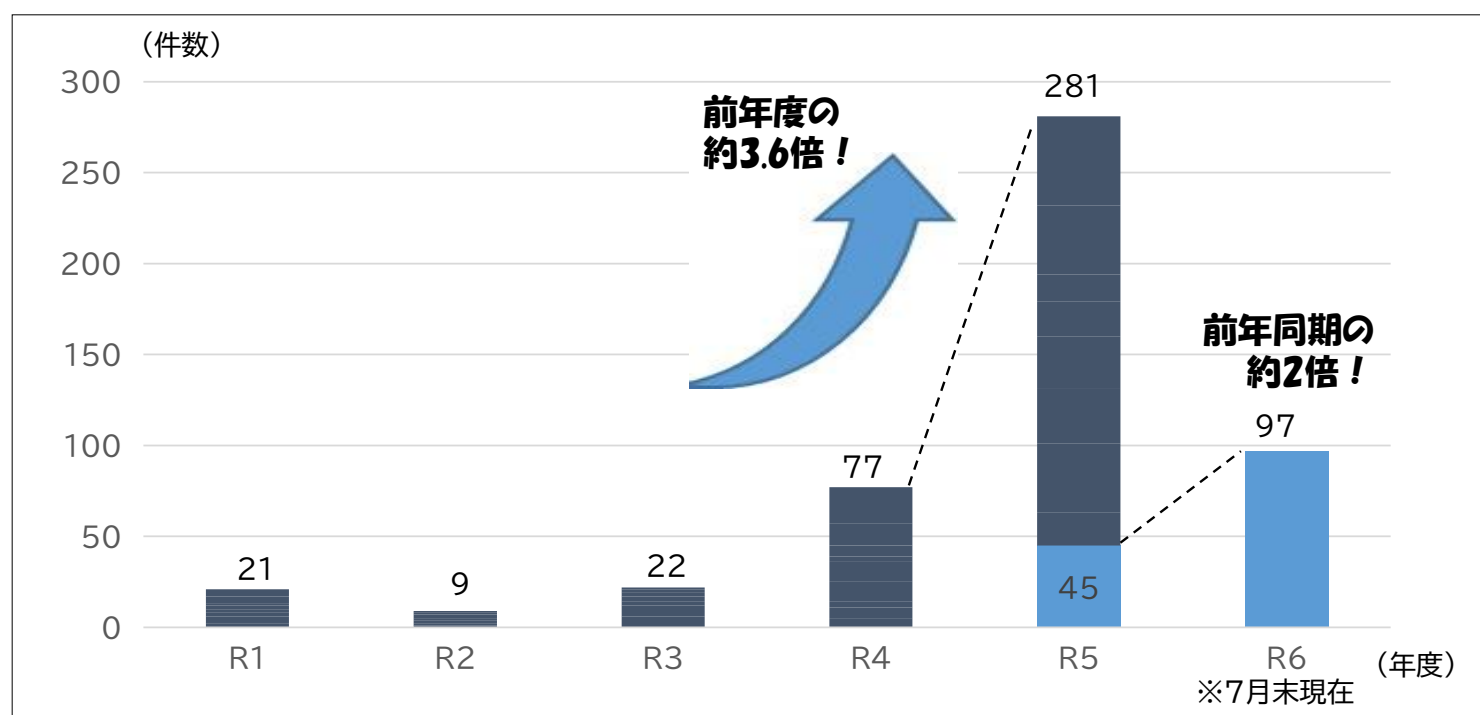
*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや！) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 糸島市消費生活センター、福岡県消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター

給湯器の点検にご注意ください!!

給湯器の点検商法に関する相談が相次いで寄せられています。
電話や訪問で給湯器の点検を持ち掛け、経年劣化や故障しているなどと不安をあおって高額な機器の購入を迫る手口が多くみられます。
福岡県内の消費生活センター・消費生活相談窓口寄せられた相談件数は、令和5年度から急増し、令和4年度の約3.6倍となっています。
また、令和6年度(7月末現在)においても増加傾向にあり、前年同期の約2倍となる97件の相談が寄せられています。
相談の多くは70歳以上であり、特に高齢者に注意いただきたいトラブルです。



福岡県内の給湯器の点検商法に関する年度別相談件数の推移

【相談事例】

高齢の母宅に、ガス会社の関連業者を名乗って点検の電話があり、母が訪問を受けた。
点検後、配管が腐食しているため、給湯器等の交換が必要と言われ、約100万円の契約をしたようだ。
業者訪問の際に、私から解約を告げ、帰ってもらったが、上司を名乗る人から「工事をいつにするか」と電話があった。クーリング・オフをしたはずである。

【アドバイス】

- ☞ 電話や突然の訪問により点検を持ち掛ける業者に、安易に点検を依頼しないようにしましょう。点検させると不安をあおられ、契約を迫られるケースが多いです。
- ☞ 点検が不要であれば、そのことをインターホン越しにきっぱりと伝え、家の中には入れないようにしましょう。
- 不安な場合には、一人で対応せず、ご家族など周囲の方にも同席してもらってください。
- ☞ 訪問販売に該当する場合には、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。速やかにクーリング・オフを書面または電磁的方法(メールなど)により通知しましょう。

消費者ホットライン (局番なし) **188** (いやや!)

※あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
※ナビダイヤル通話料金が発生します

福岡県消費生活センター 092-632-0999

相談時間 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 10:00～16:00

発行:福岡県消費生活センター

「消費者庁イラスト集より」

自然災害に便乗した 悪質商法にご注意ください!!



自然災害をきっかけや口実とした悪質商法が発生することが考えられますので注意しましょう。
悪質商法の被害にあいそうになったとき、被害にあってしまったときは、すぐにお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

相談事例1

屋根が一部壊れたので、業者へ点検を依頼した。業者は屋根裏に上がり、カメラで撮影した画像を見せて、「早く工事をした方がいい。金額は300万円だ。」という。
「このまま放置すると雨漏りする」と不安をあおられ、契約を急がされた。

アドバイス

災害による被害で、修理などが必要な場合でも、慌てずに複数の業者から見積もりを取って比較したり、家族や周囲の方などに相談して、十分に検討したうえで契約しましょう。

相談事例2

「火災保険を請求すれば自己負担無しで修理できる。保険申請も手伝う。」などといわれ契約を結んだが、「保険金請求は、経年劣化を自然災害と偽って請求するように」と言われた。
怪しいと思い解約を申し出ると、高額な解約料を請求された。

アドバイス

請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。自然災害で住宅が損害を受けたときは、まずは、自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金の支払い対象になるのかなどを確認しましょう。

相談事例3

社会福祉関係団体や市役所の職員を名のって、義援金の集金や振り込み依頼の電話があった。

アドバイス

社会福祉関係団体や市役所などの公的機関が、戸別訪問や電話などで義援金を求めることはありません。あやしいと思ったときは、相手が名のった公的機関などに確認しましょう。

自然災害発生時に **あわてない** ために

- ☑災害に備えて事前に火災保険、自動車保険などの保険契約の内容を確かめましょう。
- ☑被害を少なくするため、事前に家屋(屋根瓦、排水溝、耐震性など)の状況を確認しましょう。
- ☑災害に便乗した高額な家屋の修理工事などの悪質な勧誘に気をつけましょう。

消費者ホットライン

(局番なし) 188 (いやや!)

※あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します

福岡県消費生活センター 092-632-0999

相談時間 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 10:00～16:00



SNS 広告による定期購入トラブルに要注意！

相談事例

SNS閲覧中に、「購入回数の縛りなし。初回限定1,980円 1人1回限り」という化粧クリームの広告を見て、販売サイトにアクセスした。「初回購入価格からさらに特別クーポン利用で1,980円」とあったので、格安で1回だけお試しできると思い、商品を注文したが、2回目の商品も届いた。業者に「2回目は頼んでいない。返品したい」と連絡したが、業者からは「定期購入で注文している。初回で解約する場合は通常価格との差額を支払うように」と言われた。1回だけのお試しのつもりで購入したので、差額を支払うことに納得できない。

アドバイス

- ◆低価格であることを強調する広告を見て、一回だけ、お試しのつもりで商品を注文したら、実は定期購入だった、次回の請求額が高額な料金だった、業者へ解約の連絡をしたら定期購入を理由に断られた、などという相談が数多く寄せられています。
- ◆商品を注文する前に、「最終確認画面」で定期購入が条件になっていないか、支払総額がいくらになるのか、解約の際の連絡手段、返品特約や解約条件など、細部までよく確認することが重要です。
- ◆最終確認画面は、スクリーンショットで保存しましょう。
- ◆不安に思ったり、困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

「〇〇ペイで返金します」にご注意ください！

相談事例

ある健康器具をネット検索すると、大手通販サイトの半額ほどの価格で販売しているサイトがあった。支払方法を「銀行振込」にして申し込むと、翌日、振込先口座を知らせるメールが届いた。すぐに指定された個人名口座に代金を振り込み、「振込完了」のメールを送信した。その後、商品が送られてこないのが心配になっていると「申し込み商品は欠品中。返金するので口座番号を教えてください」とメールが来たので、返金を受けられるならと口座番号を返信した。すると今度は「返金は〇〇ペイのみ」とメールが来た。信用できるかわからず不安。

アドバイス

- ◆ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「決済アプリを使って返金する」と言われ、スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに、「返金」してもらはずがいつの間にか「送金」してしまっていた、という新手の詐欺が増えています。
- ◆代金を銀行振込しているにもかかわらず、返金は決済アプリで行うのは極めて不自然です。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマートフォン等を操作することはやめましょう。
- ◆このような悪質な通販サイトに銀行振込をした場合には、消費生活センターや最寄りの警察署に相談し、振込先の銀行に口座凍結を申し出ましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999(土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999(土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 北九州市立消費生活センター、筑紫野市消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



海産物の電話勧誘トラブル ～年末にかけて注意してください！～

相談事例

自宅の固定電話に北海道のカニを販売しているという業者から勧誘の電話があった。「カニが余って困っている。通常よりも安い価格で販売しているので買ってほしい。」と言われ、2万円のカニのセットを購入した。商品は後日代引き(代金引換)で届くとのことだった。しかし、こういった電話勧誘トラブルが多発していることを知り、解約したいと思い、業者に連絡をしているが電話が繋がらない。どうしたらよいか。

アドバイス

事例のように、水産業者を名乗って、海産物を送り付ける電話勧誘トラブルの相談が寄せられています。カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけて、こうしたトラブルが増加する可能性がありますので、注意しましょう。必要のないものはきっぱりと断りましょう。

◆電話で勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。

◆電話勧誘で契約したときは、クーリング・オフができます。

◆断ったのに一方的に商品が届いても受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。

受け取ってしまった場合でも、販売業者に対し返金を求めることができます。

※お困りの際にはお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

旅行シーズンになりました。オンライン予約サイトの申し込みは慎重に ～契約条件をしっかりと確認しましょう～

相談事例

旅行サイトでホテルを予約後、人数の間違いに気が付き、直接ホテルに連絡をして了解されていたが、話が伝わっておらず追加請求すると言われた。納得いかない。

アドバイス

宿泊や旅行の予約の際にオンライン予約サイトを利用する人が増えています。オンライン上での申し込みは、利用者が書かれていることをしっかりと確認することが必要です。

トラブルにならないためにも利用の際には下記をしっかりと確認しましょう。

☑オンライン予約サイトの運営会社名、住所、代表者など(国内か海外か)

☑契約先の相手先(オンライン予約サイトが相手先とは限りません)

☑問い合わせ連絡先(電話番号やメールアドレスなど)、問い合わせ可能な時間帯、対応言語

☑旅行代金と支払い方法

☑キャンセル条件(キャンセル料の発生時期、金額、支払先など)

☑利用規約など

☑日程やプランやオプション内容に間違いがないか、名前、メールアドレスに入力間違いがないか

☑最終確認画面や予約完了メールはスクリーンショットで保管しましょう

しっかりと確認、しっかりと準備をして楽しいご旅行にお出かけください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可) 福岡市 092-781-0999(土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)

北九州市 093-861-0999(土曜日も相談可) 久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)

飯塚市 0948-22-0857 宗像市 0940-33-5454

大牟田市 0944-41-2623 行橋市広域 0930-23-0999

糸島市 092-332-2098 筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 福岡市消費生活センター、飯塚市消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



SNSで身分証明書を送るのは“超”危険?!

相談事例

SNSで親しくなった女性から「お金に困っている。紹介するサイトに会員登録してほしい。身分証明書、銀行口座情報を送ってほしい。」と話があった。女性が紹介したサイトへ運転免許証と預金通帳の画像を登録したが、その女性とは連絡が途絶えた。ある日、消費者金融から督促状が届き、自分の名義で借金の契約をされているのがわかった。SNSの女性が関係しているのだろう。自分に支払い義務があるか?

アドバイス

- ◆SNSで知り合った相手からの誘いをきっかけとしたトラブルが増加しています。
実際の顔が見えない相手とのやり取りでは、その相手が本当に信頼できる相手かはわかりません。もしかしたら、今話題のAI(エイ・アイ 人工知能)が相手だったかもしれません。
相手からお金の話が出たら疑い、運転免許証、保険証、銀行口座情報、クレジットカード番号などの個人情報を安易に送付・登録してはいけません。
- ◆相手に渡ってしまった個人情報は、取り戻すことができないばかりか、借金や商品の購入に悪用される可能性があります。
身に覚えのない請求がきた場合は、その請求元に「第三者が自分の名義で契約した可能性がある」と事情を丁寧に伝えましょう。ただし、請求が取り下げられるかどうかは、請求元の判断になります。
また、警察や信用情報機関への申し出も検討しましょう。
- ◆SNSのトーク画面(履歴)を相手から勝手に消去される場合もあります。
あらかじめ画面を保存しておくことも大切です。

光回線サービスの乗り換えトラブルにご注意ください

相談事例

「インターネットの速度が遅いと苦情があったので回線工事を行います」と業者が訪問してきた。「今後は料金も安くなります」と説明されたので業者に言われるまま書面にサインした。しかし、書面をよく読むと知らない業者名の記載があり、契約先が変更になっていることに気が付いた。
必要ないので解約して、元の契約に戻したい。(当事者 60歳代 男性)

アドバイス

- ◆光回線等の勧誘に際して自己の名称を告げない勧誘行為は禁止されています。
勧誘を受けた際は必ず事業者名や連絡先、サービス名等の契約内容を確認しましょう。
- ◆「安くなる」と言われても、オプションとのセット契約で高額になったり、現在契約している光回線サービスの解約金等が発生する場合があります。現在の契約内容を理解した上で検討しましょう。
- ◆光回線の契約は、契約書を受け取ってから8日間は初期契約解除によって解約できます。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999(土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999(土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 久留米市消費生活センター、宗像市消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



鍵のトラブルにご注意！

相談事例

自宅の鍵を紛失したことに気づき、インターネットで検索したところ「980円～」と書いてあったため、安いと思い業者に連絡した。しかし、自宅にきた作業員から「特殊な鍵だから12万円」と高額を請求された。頼まないといけない。支払わなければならないか。

アドバイス

- ◆「〇〇円～」などのインターネット上の広告の安価な金額表示をうのみにしないようにしましょう。必要な作業は一樣ではなく、時間帯や現場の状況次第ではインターネット広告に記載された料金で依頼できるとは限りません。また、出張料やキャンセルした場合の金額も確認をしましょう。
- ◆請求額に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはいきっぱり断りましょう。
- ◆支払ってしまった後でも、以下のような場合は、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフ等が適用できる可能性があります。
 - ・見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約した
 - ・広告等の表示額と実際の請求額が大きく異なる
- ◆事業者とトラブルになった場合は、受け取った書面や契約の経緯等を整理して、お住まいの地域の消費生活センター等にご相談ください。

ストーブやファンヒーターの安全な使い方を確認しましょう！

寒い季節には欠かせない暖房器具ですが、製品からの出火による事故も報告されています。暖房器具の事故を未然に防ぐために、正しい使い方を確認しましょう。

相談事例

- ・電気ストーブの電源を入れたまま就寝し、就寝中に布団が電気ストーブに接触し、布団が過熱して発火した。
- ・電気ストーブを使用中、電源コード付近から火が出て、床が焦げた。
- ・石油ストーブ本体に給油したカートリッジタンクを戻す際に灯油がこぼれ、こぼれた灯油が発火して周辺が燃えた。

アドバイス

- ㊦暖房器具を使う時は、まわりに布団や衣類など燃えやすい物を置かないようにしましょう。
 - ㊦寝る時や外出する時は、暖房器具を必ず消しましょう。
 - ㊦電源コードの芯線が断線すると火災の原因となります。
 - 電源コードや電源プラグが変形・破損していないか確認しましょう。
 - 電源コードを無理に引っ張ったり、折り曲げないようにしましょう。
 - ㊦石油ストーブや石油ファンヒーターに給油する時は、必ず火を消しましょう。
 - 給油後は、給油口ふたがしっかり閉まっていることを必ず確認してから本体にセットしましょう。
 - 昨シーズンの灯油を使用しないで、新しい灯油を使いましょう。
 - ㊦高齢の方の事故を防ぐために、正しい使い方を確認し、ご家族や周囲の方の見守りも大切です。
- 参考：独立行政法人製品評価技術基盤機構「暖房、点検、ヨシ！～5つの点検で火災を未然に防ぎましょう～」
「シーズン初めの石油ストーブ安全大作戦～5つのポイントで火災事故を防ごう！～」

●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999(土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999(土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや！) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供：大牟田市消費生活センター、福岡県消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター

「2時間後に電話が使えなくなる」という 自動音声の電話は無視してください!!

総務省や電話会社等を名乗り、「2時間後に電話が使えなくなる」等と電話があり、自動音声に従ってボタンを押すと、個人情報を探ねられたり、高額料金を請求される事例が、福岡県内で発生しています。

自動音声

2時間後に全ての通信を停止します。オペレーターに接続するには●番を押してください



相談事例

自宅の固定電話に総務省を名乗り、「2時間後に全ての通信を停止します」「オペレーターに接続するには●番を押してください」という内容の自動音声 flowed。不審に思い切電したが、対処法が知りたい。

アドバイス

- ☞ 総務省が、電話や通信の利用等に関して、個人情報を探ねたり、個人に電話をしたりすることは、一切ありません。
- ☞ 氏名や生年月日等の個人情報を聞かれても、絶対に答えないでください。
- ☞ 電話で身に覚えのない未納料金を請求されても絶対に相手にせず、電話を切りましょう。
- ☞ 非通知番号や知らない番号、+(プラス)から始まる番号からの電話には「出ない」「かけ直さない」ことがトラブル防止に効果的です。

※+(プラス)から始まる番号が海外からの電話だった場合、かけ直してしまうと、高額な通話料金が請求されることがあります。

困ったときは、まず相談しましょう

消費者ホットライン (局番なし) **188** (いやや!)

※あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します

福岡県消費生活センター 092-632-0999

相談時間 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 10:00～16:00

事例提供: 行橋市広域消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター

「消費者庁イラスト集より」



SNSを利用した投資詐欺にご注意！

相談事例

SNSで知った投資グループに加入し、外国のFX取引所で取引していた。40万円投資して利益が出ていたので、出金しようとしたところ、取引所の担当者から、「外国のFX取引なので、先に税金を支払う必要がある」と連絡があり、12万円支払った。その後も出金できず、さらにマネーロンダリングの疑いをかけられ、「金融庁に保証金15万円支払うように」と個人名義の口座に振り込むよう指示され、不審に思った。SNS上のFX取引所では、投資金が運用されているように見えるが、詐欺ではないか。相手との連絡手段はSNSのみで連絡先は不明。

アドバイス

- ◆SNS上の投資グループに注意してください。グループ内の「簡単にもうかる」「確実に利益が出る」などという甘い言葉や参加者の成功体験には惑わされないようにしましょう。確実にもうかる話はありません。
- ◆振込先に個人名義の口座を指定された場合、絶対に振り込まないでください。
- ◆無登録業者との取引は行わないでください。FX取引を行う場合は、必ず金融商品取引業の登録の有無を確認しましょう。登録の有無については金融庁のホームページで確認できます。
- ◆困ったときは、ひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください。

「分電盤を点検します」 点検後の工事の契約は本当に必要ですか？

相談事例

- ・6日前、漏電検査と言って業者が訪問してきた。分電盤が古いから交換が必要と言われ、17万円の契約をした。本当に必要な工事だろうか。
- ・数日前、自宅に、分電盤の点検をすると電話があり、承諾して住所、名前を教えた。今日が来訪予定日で、分電盤の点検は必要ないので断ろうと思い、業者から教えてもらった電話番号に電話するが、つながらない。

アドバイス

- ☞電話勧誘や突然訪問した業者に対し、名前と用件をしっかり確認しましょう。
- ☞電話や突然の訪問で点検を持ち掛ける業者には、安易に点検を依頼しないようにしましょう。点検させると不安をあおられ、契約を迫られてしまいます。
- ☞点検が不要であれば、インターホン越しにきっぱりと断り、家の中には入れないようにしましょう。
- ☞契約の話が出て、その場で契約しないで、本当に必要な契約なのか電力会社等に確認しましょう。
- ☞訪問販売に該当する場合には、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。速やかにクーリング・オフを書面または電磁的方法(メールなど)により通知しましょう。
- ☞不安に思ったり、困ったときは、ご家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999(土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999(土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 北九州市立消費生活センター、福岡県消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



ウォーターサーバーの勧誘トラブルにご注意！

相談事例

ショッピングモールでウォーターサーバーの契約切替を勧められた。最新のウォーターサーバーへの交換が可能で、使用中のウォーターサーバーの解約料や取替代金を負担すると言われ、レンタルのつもりで契約を決めた。毎月3000円ずつのクレジットカード払いで契約。その際、ウォーターサーバーが購入契約であること、代金60回の分割払いであることの説明はなく、契約書にも分割払いと記載されていなかった。最近、引っ越すことが決まり、解約を申し出ると、ウォーターサーバーを購入していたことが判明し、残りの債務の10万円を請求された。

アドバイス

事例のように、ショッピングモールや家電量販店などの特設ブースやイベントスペースで勧誘され、「ウォーターサーバーのレンタル契約を結んだと思っていたが、購入契約となっていた」「解約時に請求される違約金の説明がなかった」といったトラブルの相談が寄せられています。不意に声をかけられ、冷静に判断できずに契約するケースが多く、契約内容についての説明が不十分であることが指摘されています。

- ◆ 本当に必要な契約か、価格や機能等を比較検討しましょう。
- ◆ 契約する前に契約内容について十分に確認しましょう。
- ◆ 強引に契約を迫ったり、契約を急がせたりする事業者とは契約しないようにしましょう。
- ◆ お困りの際にはお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

簡単に稼げる副業はありません！！

相談事例

スマホのSNSを見ていると「500円で簡単に稼げる副業」という広告が出てきたので、無料通話アプリに登録した。業者から連絡があり、「ポイ活やコピペで地道に稼ぐ方法もいいが、もっと稼げる方法がある」と200万円の副業サポートプランを勧められた。仕事の内容はよく分からなかったが、指示されるままスマホに遠隔操作アプリと消費者金融のアプリを入れ、消費者金融4社から200万円借り、業者の口座に振り込んだ。その後も説明を受けたが、稼げるとは思えなかった。すぐに解約と返金を申し出たが、連絡が途絶えてしまった。送金先の銀行に被害を訴えたが、口座はすでに凍結済みだった。詐欺だったのだろうか。

アドバイス

- 最近、空き時間を使って効率よく稼ぎたいとのニーズが高まっています。一方で、簡単な作業で高額報酬を得るつもりが、業者に手数料をだまし取られた、連絡が取れなくなったという相談が増えています。
- ㊦ 「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるので、うのみにしないようにしましょう。
 - ㊦ 申込先の社名や住所、連絡先がきちんと明示されているか確認しましょう。
 - ㊦ 「借金してもすぐに元が取れる」「収益保証がある」と言われても信用してはいけません。きっぱり断りましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999(日曜日も電話相談可)	福岡市	092-781-0999(土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市	093-861-0999(土曜日も相談可)	久留米市	0942-30-7700(第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 福岡市消費生活センター、糸島市消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



検針票の情報が狙われています！！

相談事例

昨日、電力会社を名乗る業者が自宅を訪ねてきた。「電気契約の変更の件で参りました。検針票を見せてください」と言われたので、指示どおり検針票を見せた。後から不安になり、電力会社へ問い合わせたところ、「当社が訪問して、契約変更を促すことはしない。検針票を見せただけで勝手に契約先を変更されてしまうこともある。業者から書類が届いたら、警察か消費生活センターへ相談するように」と案内された。自宅に来た業者の本当の名前は分からない。一体、何が起きているのか。

アドバイス

- ◆ 大手電力会社などを名乗る業者からの訪問販売トラブルが多発しています。実際の契約先はどこになるのか、事業者名や連絡先をよく確認しましょう。
- ◆ 安易に検針票の情報を教えないようにしましょう。検針票には住所や供給地点特定番号等の情報が記載されています。これらの情報を悪用して、勝手に別の会社へ契約を切り替えられたというケースが報告されています。
- ◆ 訪問販売で契約をした場合は、契約書を受け取って8日以内であれば、クーリング・オフが適用されます。クーリング・オフの通知方法については、お住いの消費生活センターへお尋ねください。

ネット広告から申し込んだ不用品回収。作業後に思わぬ高額請求が！

相談事例

引越当日の午前中に不用品を処分する予定にし、数日前にインターネットで「軽トラックパック9,000円、2トントラックパック3万円」と広告している不用品回収業者に電話で依頼。「料金は見てみないとわからない」と言われたが、単身なので2トントラックパックであれば十分だろうと考えていた。ところが、当日の積み込み作業後に11万円を請求され驚いた。「高額なので支払えない」と言うと、「積んだ荷物を下ろす」と言われた。処分できないと引越しに支障が出るので仕方なく支払ったが、納得がいかない。

アドバイス

- ㊦ ネット広告やチラシに記載された料金の通りとは限りません。不用品回収を依頼する際は、事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金や具体的な作業内容を比較検討しましょう。
- ㊦ 荷物の量や状態によっては、追加料金が発生する場合がありますが、作業開始前に、支払う見込み額を確認することが大切です。
- ㊦ 不用品の収集・運搬業は、市町村による「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。
- ㊦ 広告などの表示と実際の請求額が大きく異なる場合には、クーリング・オフが適用できる可能性があります。
- ㊦ 困ったときは、すぐにお住いの消費生活センター等にご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999(土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999(土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

☎ 消費者ホットライン (局番なし) 188 (いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供：久留米市消費生活センター、筑紫野市消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター

